

2020年8月 12日

修正番号 1 : 2020年8月19日

横田基地所属の全人員に対する覚書

差出人: 第374空輸航空団司令官

件名: 公衆衛生非常事態における保護対策の更新について

1. 首都圏ならびに**日本の他の地域**において、新型コロナウイルスの感染が引き続き我々に危険をもたらしています。2019年3月28日付の国防総省命令 (DoDI) 6200.03の「国防総省内における公衆衛生非常事態の管理」ならびに2019年12月10日付の米国防空軍命令10-2519の「公衆衛生非常事態および公衆衛生に関する懸案事項」に従い、基地司令官としての権限で公衆衛生非常事態を宣言しました。以下に続くこれらの対策は米国人、米軍に勤務する米民間人、全扶養家族、退役軍人および退職した米民間人、接受国の従業員、契約業者および基地に出入りするその他の人間を含め（しかしこれらに限定されるものではない）、現在横田基地にいる、もしくは所属する全ての人員が**守ることを義務付ける**。この命令の対象者はミッション・パートナーおよびテナント部隊に所属する人員も含む。これらの対策は**直ちに**実施され、改定版が発行されるか、私もしくは私の後任によって取り消されることが無い限り、**2020年9月12日**まで有効とする。この方針は、15日毎に見直しを行い、これらの措置を継続すべきか、軽減すべきか検討する。
2. **地域の定義:** 今も続くCOVID-19の感染拡大から我々の人員および家族を守るため、日本国内の地域を定める。**我々の地域は、東京首都圏、横浜首都圏ならびに大阪首都圏を除外した本州とする。東京首都圏内（例：渋谷、新宿および六本木）は地域の一部ではない。また、自家用車を使用するという条件で、九州および四国を地域の一部に含める。基地の人員は、高速道路等の公道を使用して禁止される区域またはその一部を通過しても良いが、禁止された区域に立ち寄ってはならない。地域を示す地図は、<https://www.yokota.af.mil/COVID-19/>に掲示されているほか、この覚書にも添付されている。基地の人員は、第3項、6項ならびに7項で禁止されない全ての活動を行う目的で、地域内の移動が認められる。更に、人員は、地域内に所在する他の軍施設を訪問する事が認められる；**現在健康保護態勢チャーリー（HPCON Charlie）にある施設を訪問する場合、指揮系統内のO-6からの許可を必要とする。**基地の人員で、現在上記の地域以外に居住する者については、食事施設、食料品店、ショッピング、通学、および医療施設等の必要不可欠なサービスを利用する目的で、自宅のごく近辺を移動しても良い。**全ての米国人は、勤務中、休暇中、特別休暇中、または短期特別休暇中のいずれに関わらず、第4項ならびに第****

8項に従い、上記に定義する地域に滞在しなければならない。日米地位協定が該当する米民間人従業員及び扶養家族は、上記に定義される地域に滞在することが強く勧められると同時に、その地域を離れた場合、帰宅後は14日間の移動制限を受ける事とする。特別な状況によりこの方針の定義を超え、かつ第4項ならびに第8項に該当しない移動を必要とする者については、指揮系統内の将官/上長に許可申請を行う事ができる。第374空輸航空団の人員または指揮系統内に将官/上長がいない部隊については、私に許可申請を行うこと。

3. **地域における制限:** 禁止される必要不可欠ではないサービスには、バー、ナイトクラブ、カラオケクラブ、社交クラブ、公共の温泉、公共浴場、パチンコ、アーケード/ゲームセンター、基地外のマッサージ店、遊園地/テーマパーク、基地外のジム及びフィットネス・センター、もしくは、人が密集、人との密接な接触または閉鎖された空間でCOVID防止対策が実施できない可能性のある他の全ての施設が含まれる。通勤、通学・通園については、自家用移動手段が無いもしくはそれを用いるのが実用的でない場合において公共交通機関を利用しても良い。他の全ての活動についての移動手段は、自家用車、公用車、マスク着用の上でのタクシー、もしくは個人的移動手段のみが認められる。基地外での勤務については、安全に留意し、基地内で義務付けられた社会的距離と同様の距離を保つこと。基地外への通学および託児所の利用については、両親が学校の方針を踏まえた上で、それらの施設を利用する事で生じるリスクを考慮のうえ、個別に判断すること。
4. **任務上絶対不可欠とされる移動:**
 - a. 地域外への任務上必要不可欠な移動は、この覚書が効力を持つ間、許可される。任務上絶対不可欠な移動とは、診療予約、他の軍施設での公用、日本政府関係者との面会予約、アメリカ大使館訪問、基地外の住宅探し等を含む（しかし、これらに限定されるものではない）。基地外での住居探しを行う場合はあらかじめ、安全指導や優先事項など、さらに詳しい情報を第374施設中隊住宅課と確認すること。何が任務上絶対不可欠とされる移動に該当するか不明な場合は、各々の指揮系統内で適宜相談すること。自宅または横田基地と任務上絶対不可欠な予約を取った場所との往復は、直行・直帰を原則とし、移動手段は自家用、公用、またはマスク着用の上でのタクシーのみ使用のこと。
 - b. 第374空輸航空団の人員が公費で日本国内の出張に出かける場合、第5空軍司令官から権限を委託された私からの許可を必要とする。日本国外へ出張については、渡航の目的が、2020年5月22日付の国防長官メモに記載される11項目の例外に該当する場合を除き、引き続き指揮系統内の将官による特例申請への許可が必要となる。在日米軍司令部の方針に従い、健康保護態勢チャーリー（HPCON Charlie）にある基地もしくは軍事施設への移動に際しては、指揮系統内の大佐からの許可を必要とする。
5. **基地訪問に関する方針:**

- a. 国防総省のIDカードもしくは横田基地へのアクセス許可証を所持する者は、引き続き基地への出入りが許可される。来訪者リストに記載された、またはスポンサー権限を持つ者にエスコートされた契約業者は、この命令の有効期間中、契約で義務付けられた業務を行うためのみに、引き続き来訪が許可される。契約業者は、基地内での業務を行うため指定された場所のみ行き来が許可される。
 - b. エスコート権限は引き続き差し止めとする。公的な目的で、米軍人もしくは自衛隊員にエスコートされる訪問者は例外とする。この方針への例外許可は、テナント部隊においては指揮系統内の将官/上長に申請する。その他の全ての部隊については、私が基地司令官として許可権限を持つ。許可申請書は、既に配布済み。
6. **集会：** 全ての人員は、集会の人数を20人以下に制限すること。中隊長（ミッションパートナー/統合軍の人員においてはそれに相当する階級の者）は、上限50人までの集会を許可する権限を持つ。基地外で行われる礼拝については、安全に行うことが可能である限り、集会に関する規則の例外として参加が認められる。基地外でのそのようなサービス（礼拝等）に参加を希望する者は、短時間の宗教的儀式に関連する飲食を除いては、社会的距離を取る、マスクを着用する等の注意をすること。もしもそのサービス（礼拝等）が安全な方法で行われていないと思われる場合は、人員は個人の責任において、そのような環境から離れること。人員は、20人以下の集会であっても、常に社会的距離（6フィートまたは2メートル）を実施、もしくはマスクを着用のこと。ただし、肉親のみと一緒にいる場合は、これには該当しない。定義された地域外に在住する人員に関しては、社会的距離を保つことが可能な場合は、自宅付近においてペットの散歩や屋外での活動を行う事が出来る。群衆がいる可能性のある、密接な接触の可能性のある、もしくは閉鎖された空間で、COVID感染防止策を取れない場に行き当たった人員は、その場から直ちに離れること。集会について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で適宜相談のこと。
7. **運動：** 人員は社会的距離を取りかつ器具を清掃し清潔を保つ事ができる場所において運動を行う事が推奨される。しかし、マスクを着用しない、社会的距離を保てない、もしくは複数の人間により器具が使用される場所において集団で運動を行うに当たっては危険が伴い続ける。したがって、マスク着用または社会的距離が維持される集団での運動は以下が許可される：バレーボール、野球、ソフトボール、テニスおよび器械体操。許可される運動を行うにあたっては、使用後の器具は丁寧に清掃すること。他の運動で他人と緊密な距離で飛沫を浴びる可能性のある集団での活動は以下の通り（しかしそれらに限るものではない）引き続き禁止とする：サッカー、バスケットボール、ラケットボール、フットボール、レスリング、ホッケー、ラグビー、アルティメット（フリスビー競技）および身体的接触のある武術。これらの禁止される運動であっても形を変えたもの（例：個人の技のドリル、筋力鍛錬のコンディショニング運動、型の練習、射撃訓練等）は、厳格な社会的距離を保つ、またはマスクを着用する場合で、器具を共用する、もしくは器具が清潔に保たれない場合を除いて許可される。

8. **休暇：** 個人の住宅もしくは地域内での休暇は、直属の上司より許可を得ることができる。地域内にて休暇中の人員は、第3項に記載される通学および通勤の例外を除き、公共の交通機関を使用することは認められない（例、電車、地下鉄、または航空機）。地域外の軍人またはシビリアンの休暇は、所属する部隊の中隊長またはそれに順当する者に許可を得ることができる。ただし、この覚書の第2項に定義される禁止区域の東京首都圏、横浜首都圏、および大阪首都圏は除外する。人員で禁止される区域に行く必要のある者は、特例申請を行うこと。健康保護態勢チャーリーの基地もしくは軍事施設で休暇を取る場合、指揮系統内のO-6からの許可が必要となる。許可権限を持つ者は、休暇を許可する前に、その人員が旅行することのリスク評価をし、目的地の健康保護態勢を確認することが要求される。軍用機の空席を利用する場合は、航空機動軍の方針に従い、引き続き特例許可申請に対し指揮系統内の将官からの許可を必要とする。

9. **マスク着用：**

- a. 米国防長官の指導に従い、横田基地もしくは多摩サービス補助施設の全人員は、公共の場あるいは職場において6フィートの社会的距離を保つことが出来ない場合、布製品で顔面を被覆すること。この規則は個人の住宅内、または定義された地域内での宿泊施設では適用されない。生後36か月またはそれ以下の子供については、マスク着用は要求されない。チャイルドデイベロップメントセンター（基地の託児所）に預けられる子供についてもマスク着用は要求されない。複数人が同じ車両に同乗する場合、マスクの着用が必要となるが、近親者同士が同乗する場合においては、その限りではない。
- b. 更に、横田基地または多摩サービス補助施設を訪問を希望するすべての人員は、基地外の定義された地域において社会的距離が保てない場ではマスクを着用すること。日本国民は、公共の場において通常マスクを着用するが、我々の人員も、感染症拡大を防止するためにCOVIDへの対応が求められる今般、また、我々が責任をもって行動しているイメージを接受国の国民に広く持ってもらうために、我々もマスクを着用するべきである。加えて、基地外でのマスク着用は、予防および危険を減少する対策であり、これを実行することで、基地外で安全に行える活動の幅を広げることにつながる。人員は、屋外での運動の最中は、マスクを外しても良い。人員は、レストランで食事をする最中はマスクを一時的にはずしても良いが、レストランに入る際は着用していること。また食事を終えたらマスクを再び着用すること。人員の中で、この命令の有効期間中に、公共の場でマスク着用を拒否する者、および上記の例外に該当しない者でマスク着用を拒否する者は、基地へのアクセスを一時的に拒否されるか、立ち入り禁止となる可能性がある。

10. **接触者追跡：** 全米軍人、民間人、日米地位協定が適用される扶養家族、接受国従業員は、毎日、接触者の追跡記録をつけること。これらの記録は、医療従事者のみが閲覧する。接触者追跡記録は以下の条件が満たされた場合に要求される：

- a. マスク着用の有無に関わらず、他人と6フィート（2メートル）以内の距離で10分以上一緒にいた場合；（基地外—場所ならびに滞在した時間を記録する）

- b. 介護中、同居中、または訪問（同居する肉親は除く）中に接触した場合;
- c. 医療施設の待合室で同時に居合わせた場合（時間、クリニックの名称、および待合室の場所を示すこと。全ての患者の氏名は記載する必要なし）;
- d. 他人の飛沫を直接浴びた場合（例 側で咳をされた、咳やくしゃみをした）。

11. 全ての人の安全のために尽力していただき感謝します。これらの対応策が家族に負担を強いていることは承知しています。しかし、我々のコミュニティを守るためには、これらの対策が絶対に必要です。基地に暮らす、または働く人員へのリスクを軽減するには、皆さんが全力で対応する事が不可欠です。

12. これらの対応策について不明な点がある場合は、各々の指揮系統内で相談するか、横田基地広報部（[メールアドレス374aw.pav3@us.af.mil](mailto:374aw.pav3@us.af.mil)）まで問い合わせてください。

司令官

米国空軍大佐アンドリュー・J キャンベル

添付：

2020年8月19日付横田基地における地域の範囲